

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会

容器包装の3R推進に関する小委員会への意見

容器包装の3Rを進める全国ネットワーク  
副運営委員長 羽賀育子

容器包装ごみをリサイクルするため、1995年に制定された容器包装リサイクル法は、2006年の改正が不十分だったため、多くの課題を抱えたままの制度となっています。このため、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない耐水性のマルチパックなども市場に登場してしまいました。〈紙〉マークが表示されているので、消費者は一所懸命、分別するのですが、リサイクルされずに燃やされているのが実態です。市場原理に任せてしまっただけでは、この問題を解決できないことの証左です。

根本的な問題は、自治体が税金で容器包装を分別収集しており、リサイクルに必要な総費用のうち約9割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選ぶ事業者には、真剣に環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブが働かないのです。

世界に目を向ければ、多くの国々でレジ袋の無償配布禁止や課税などの対策が取られています。また、PETボトルに入った飲料水の調達を禁止する政府や自治体も広まっています。我が国が直面している未曾有の困難は、限りある資源やエネルギーを大切に使い、発生抑制と再使用を優先する、真に持続可能な社会へ転換しなければ乗り越えられないのではないのでしょうか。

本来、施行後5年とされている容器包装リサイクル法の見直しは、2006年の5年後である2011年が最短の時間軸といえます。ぜひとも、容器包装リサイクル法を早期に見直し、リサイクルへの税金投入を止めることを含む、下記の事項について要望致します。

記

1. 早急に、容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用負担のあり方について検討を始めてください。
2. リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)を促進するため、次のような様々な課題への対応を検討して、実施してください。
  - ① レジ袋など使い捨て容器の発生を抑制し、リユース容器の普及を促す。
  - ② 容器包装リサイクル法の対象範囲を拡大する。
3. 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みのあり方を検討して、実施してください。

以上